

例えばこんなトラブルで

困っていませんか？

H29.11月号

お問い合わせ先 廿日市市消費生活センター
TEL(0829)31-1841

《相談内容》

買取業者から「何でも買い取る」と電話があり、亡くなった母の着物などを買い取ってもらおうと思い、訪問を承諾した。翌日、男性2人が訪問してきたので、買い取ってほしい古着や着物を出すと「これだけでは買い取れない。他に貴金属や宝石はないか」と言い出し、ブランド物のバッグやネックレスなどを1万2千円で強引に買い取って行ってしまった。売却したものを返してほしいが、どうすればよいか。

(70歳代 女性)

《アドバイス》

「何でも買い取る」と言って訪問し、実際の目的は貴金属の買い取りである訪問購入のトラブルについて情報提供し、クーリング・オフが出来ることを説明して、クーリング・オフ通知の書き方を助言しました。

◆訪問購入規制のポイント◆

①不招請勧誘の禁止：飛び込み勧誘は禁止されています。

突然、消費者宅を訪問して物品の買い取りを勧誘すること（いわゆる「飛び込み勧誘」）、しつこい勧誘や、買い取る物品の種類を明示しないで勧誘することも禁止されています。このような勧誘を受けた時はきっぱりと断りましょう。

②物品の引渡しの拒絶：契約後、一定期間は物品を引き渡す必要はありません。

訪問購入にはクーリング・オフ（法定書面交付後8日間）が設けられていますが、クーリング・オフしても紛失などにより物品が返還されない場合があります。8日間は物品を手もとにおいて、本当に売却していいか考えましょう。

③適用除外物品に注意：一部の物品は規制の対象となりません。

自動車（2輪を除く）、家具、家電（携行が容易なものを除く）、書籍、CD、DVD、ゲームソフト、有価証券などは訪問購入規制の対象となりません。売却を決める前に慎重に検討しましょう。

出典：広島県環境県民局消費生活課発行
「くらしのフレッシュ便」平成29年11月号

